

平成 29 年 4 月 3 日

各 位

## 金融商品仲介業務の拡大について

株式会社東和銀行（頭取 吉永 國光）は、平成 29 年 4 月 3 日（月）より大和証券株式会社との金融商品仲介業務を開始するとともに、金融商品仲介業務の取扱店舗を追加し、新たに商品を拡充いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

### 記

#### 1. 目的

当行では、多様化するお客様の資産運用ニーズにお応えすべく、金融商品仲介業務について、提携する証券会社を追加するとともに取扱店舗を追加し、更なるお客様の利便性の向上や品揃えの拡充を図り、お客様のニーズにお応えいたします。

※ 金融商品仲介業務とは、銀行等が証券会社の委託を受けて、金融商品取引の勧誘や仲介を行い、お客さまと証券会社を当事者とする金融商品取引を成立させる業務のことです。

#### 2. 提携証券会社

大和証券株式会社

#### 3. 新規取扱店舗

伊勢崎支店、熊谷支店、岩槻支店、足利支店 <4 ヶ店追加>

<既存取扱店舗 4 ヶ店>

本店営業部、太田支店、沼田支店、東松山支店

※今後も順次、取扱店舗を拡大してまいります。

#### 4. 追加する取扱商品

現在、取扱を行っている外貨建て債券に加え、仕組債、国内社債、株式、投資信託を追加しました。

なお、株式については、大和証券のコールセンター及びインターネットでお客様が直接お取り引きを行います。また、投資信託については、外貨建てMMFやMR Fのお取り扱いとなります。

## 【金融商品仲介業務に関するご注意事項】

- 当行は金融商品取引業者の委託を受けて金融商品仲介業務を行うものであり、金融商品仲介業務におけるお取引の相手方は、委託金融商品取引業者となります。当行はお客さまからご注文のお申込みを委託金融商品取引業者に取り次ぎ、委託金融商品取引業者が受注・執行を行います。
- 当行は委託金融商品取引業者とは別法人であり、金融商品仲介業務のご利用にあたっては、各委託金融商品取引業者での口座開設が必要となります。
- 金融商品仲介業務でお取引いただく商品は、預金ではなく、預金保険の対象ではありません。なお、金融商品仲介業務によりお取引いただく商品は、委託金融商品取引業者に預託いただくこととなり、商品の管理は、委託金融商品取引業者の指定する方法により取扱い、投資者保護基金による支払いの対象となります。
- 金融商品仲介業務でお取引いただく商品は、払込みいただいた金額が保証されている商品ではありません。
- 金融商品仲介業務で取扱う有価証券は、金利、為替、株式等の変動や有価証券の発行者の業務または財産の状況の変化等により価格が変動し、損失が生じるおそれがあります。従って、これに伴うリスクは、ご購入されたお客さまが負うこととなります。
- 金融商品仲介業務でお取引いただく商品の運用による損益は、ご購入されたお客さまに帰属します。
- お取引にあたっては、お客さまご自身の責任と判断で行っていただく必要があります。
- お取引に際しては、手数料がかかる場合があります。手数料等は、商品・取引金額・取引方法等によって異なりますので、具体的な金額または計算方法を記載することができません。
- 金融商品仲介業務におけるお取引が、当行との融資取引等他のお取引に影響を及ぼすことはありません。
- お客様が行うお取引は、クーリング・オフの対象にはなりません。
- お取引に際しては、契約締結前交付書面、目論見書、販売用資料、約款等をお渡しいたします。必ず内容をご確認のうえ、投資判断はお客様ご自身でされるようお願いいたします。なお、各商品のリスク及び手数料等の詳細については、各商品の契約締結前交付書面、目論見書、販売用資料等でご確認ください。

### 販売取扱登録金融機関

商号等 : 株式会社東和銀行 登録金融機関 関東財務局長（登金）第 60 号  
加入協会 : 日本証券業協会

### 委託金融商品取引業者

商号等 : 大和証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第 108 号  
加入協会 : 日本証券業協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、一般社団法人金融先物取引業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会

以上